

議案第 1 4 3 号

渋川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

渋川市道路占用料徴収条例（平成 1 8 年渋川市条例第 2 0 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号中「又は」を「若しくは」に、「並びに」を「又は」に改め、同条第 3 号ただし書中「添う」を「沿う」に改める。

第 7 条中「とする。」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

（単位：円）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第 3 2 条 第 1 項第 1 号に掲げる 工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	4 2 0
	第 2 種電柱		6 5 0
	第 3 種電柱		8 8 0
	第 1 種電話柱		3 8 0
	第 2 種電話柱		6 1 0
	第 3 種電話柱		8 3 0
	その他の柱類		3 8
	共架電線その他上空に設ける 線類		長さ 1 メートル につき 1 年
	地下に設ける電線その他の線 類	2	
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	3 7 0
地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方 メートルにつき	2 3 0	

		1年	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	760
	郵便差出箱及び信書便差出箱		320
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	760
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		34
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		45
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		68
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		91
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230
	外径が1メートル以上のもの		450
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき	760

法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	地下街及 び地下室	階数が1のもの	1年	Aに0.0 05を乗じ て得た額
		階数が2のもの		Aに0.0 08を乗じ て得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.0 1を乗じて 得た額
	上空に設ける通路			480
	地下に設ける通路			290
	その他のもの			760
	法第32条 第1項第6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際 し、一時的に設けるもの		占用面積1平方 メートルにつき 1日
その他のもの		占用面積1平方 メートルにつき 1月	96	
道路法施行 令（昭和2 7年政令第 479号。 以下「令」 という。） 第7条第1 号に掲げる 物件	看板（ア ーチであ るものを 除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方 メートルにつき 1月	96
		その他のもの	表示面積1平方 メートルにつき 1年	960
	標識		1本につき1年	610
	旗ざお	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	1本につき1日	10
		その他のもの	1本につき1月	96
	幕（令第	祭礼、縁日その他	その面積1平方	10

	7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	の催しに際し、一時的に設けるもの	メートルにつき 1日	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき 1月	96
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960
		その他のもの		480
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき 1年	760
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき 1月	96
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき 1月	76
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額

	階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額

令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額
渋川駅前地下道ショーケース	市内に住所又は事業所を有する者が設けるもの	1ケースにつき1月	2,500
	その他のもの		3,000

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは、近傍類似の土地（令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。
- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 8 占用の期間が1月未満である場合の占用料の額は、この表の占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率との合計に1を加えた数を乗じて得た額とする。
- 9 算出した占用料の総額が100円に満たないときは100円とし、占用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を10円に切り上げるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占有に係る占有料について適用し、施行日前の占有に係る占有料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に開始し、施行日以後に終了する占有であって、占有の期間が1年以下であるものに係る占有料については、なお従前の例による。

理 由

道路法施行令の一部改正及び条例の評価・見直しの審査結果に基づき、所要の改正をしようとするものである。

渋川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行					
<p>（占用料の減免）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 水道、下水道若しくは<u>ガス</u>の各戸引込管又は<u>電気</u>の各戸引込線の設置のために占用するとき。</p> <p>（3） 道路に通ずる通路を設けるために必要な路肩又は法面の占用。ただし、道路に<u>沿う</u>長さ4メートルを超える部分を除く。</p> <p>（4） （略）</p> <p>（過料）</p> <p>第7条 詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円_____）以下の過料に処する。</p> <p>別表（第2条関係）</p>				<p>（占用料の減免）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 水道、下水道又は_____ガス<u>の各戸引込管並びに</u>電気の各戸引込線の設置のために占用するとき。</p> <p>（3） 道路に通ずる通路を設けるために必要な路肩又は法面の占用。ただし、道路に<u>添う</u>長さ4メートルを超える部分を除く。</p> <p>（4） （略）</p> <p>（過料）</p> <p>第7条 詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円<u>とする。</u>）以下の過料に処する。</p> <p>別表（第2条関係）</p>					
（単位：円）				（単位：円）					
占用物件		占用料		占用物件		占用料			
		単位	金額			単位	金額		
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	420	法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	350		
	第2種電柱		650		第2種電柱		540		
	第3種電柱		880		第3種電柱		730		
	第1種電話柱		380		第1種電話柱		320		
	第2種電話柱		610		第2種電話柱		500		
	第3種電話柱		830		第3種電話柱		690		
	その他の柱類		38		その他の柱類		32		
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年		4		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	3
	地下に設ける電線その他の線類				2		地下に設ける電線その他の線類		2
	路上に設ける変圧器		1個につき1年		370		路上に設ける変圧器	1個につき1年	310
地下に設ける変圧器	占用面積1平方	230	地下に設ける変圧器	占用面積1平方	190				

			メートルにつき 1年	
		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>760</u>
		郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>320</u>
		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960
		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>760</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件		外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>16</u>
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>23</u>
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>34</u>
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>45</u>
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>68</u>
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>91</u>
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>160</u>
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>230</u>
		外径が1メートル以上のもの		<u>450</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき	1年	<u>760</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.0

			メートルにつき 1年	
		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>630</u>
		郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>270</u>
		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960
		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>630</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件		外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>13</u>
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>19</u>
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>28</u>
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>38</u>
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>57</u>
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>76</u>
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>130</u>
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>190</u>
		外径が1メートル以上のもの		<u>380</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき	1年	<u>630</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.0

	の		1 を乗じて 得た額	
	上空に設ける通路			
	地下に設ける通路			
	その他のもの			
法第32条 第1項第6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		10	
	その他のもの		96	
道路法施行 令（昭和2 7年政令第 479号。 以下「令」 という。） 第7条第1 号に掲げる 物件	看板（ア ーチである ものを 除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方 メートルにつき 1月	96
		その他のもの	表示面積1平方 メートルにつき 1年	960
	標識		1本につき1年	610
	旗ざお	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	1本につき1日	10
		その他のもの	1本につき1月	96
	幕（令第 7条第4 号に掲げ る工 事用 施設であ るものを 除く。）	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	その面積1平方 メートルにつき 1日	10
		その他のもの	その面積1平方 メートルにつき 1月	96
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960
		その他のもの		480
	令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方 メートルにつき 1年	760
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同 条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方 メートルにつき	96	

	の		1 を乗じて 得た額	
	上空に設ける通路			
	地下に設ける通路			
	その他のもの			
法第32条 第1項第6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		10	
	その他のもの		96	
道路法施行 令（昭和2 7年政令第 479号。 以下「令」 という。） 第7条第1 号に掲げる 物件	看板（ア ーチである ものを 除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方 メートルにつき 1月	96
		その他のもの	表示面積1平方 メートルにつき 1年	960
	標識		1本につき1年	500
	旗ざお	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	1本につき1日	10
		その他のもの	1本につき1月	96
	幕（令第 7条第4 号に掲げ る工 事用 施設であ るものを 除く。）	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	その面積1平方 メートルにつき 1日	10
		その他のもの	その面積1平方 メートルにつき 1月	96
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960
		その他のもの		480
	令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方 メートルにつき 1年	630
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同 条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方 メートルにつき	96	

		1月		
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1月	7.6	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの		階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
			階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
			階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額			
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.013を乗じて得た額	
令第7条第11号に掲げる応急仮	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額	

		1月		
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1月	6.3	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの		階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
			階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
			階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額			
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額	
令第7条第11号に掲げる応急仮	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額	

設建築物	上空に設けるもの		Aに0.0 23を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに0.0 33を乗じて 得た額
令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.0 33を乗じて 得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.0 19を乗じて 得た額
	上空に設けるもの		Aに0.0 23を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに0.0 33を乗じて 得た額
渋川駅前地下道ショーケース	市内に住所又は事業所を有する者が設けるもの	1ケースにつき 1月	2, 500
	その他のもの		3, 000

備考

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

設建築物	上空に設けるもの		Aに0.0 24を乗じて 得た額	
	その他のもの		Aに0.0 34を乗じて 得た額	
令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.0 34を乗じて 得た額	
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.0 19を乗じて 得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.0 24を乗じて 得た額	
	その他のもの		Aに0.0 34を乗じて 得た額	
その他	駅前地下道ショーケース	市内に住所又は事業所を有する者が占有する場合	1ケースにつき 1月	2, 500
		その他の者が占有する場合		3, 000

備考

- 電柱及び電話柱（当該電柱及び電話柱を設置する者が設置するものに限る。）の第1種とは、3条以下の電線を支持するものを、第2種とは、4条又は5条の電線を支持するものを、第3種とは、6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

4～6 (略)

7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

8 占用の期間が1月未満である場合の占用料の額は、この表の占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率との合計に1を加えた数を乗じて得た額とする。

9 算出した占用料の総額が100円に満たないときは100円とし、占用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を10円に切り上げるものとする。

2 共架電線とは、電柱及び電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

3～5 (略)

6 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき _____ は1月として計算するものとする。

7 前項により算出した占用料の総額が100円に満たないときは100円とし、占用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を10円 _____ とする。